平成２９年（フ）第４３８号
東京都港区芝浦３丁目５－25―51
破産者　桝本　幸典
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６３号
横浜市中区山下町１番地シルクセンター
破産者　有限会社ティー・ジェイ企画
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４２号
静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川3405番地の５
破産者　株式会社ダブルエル（旧商号　株式会社ウッディライフ明善）
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
名古屋市中村区名駅５丁目38番５号
破産者　株式会社ウイン
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７号
最後の住所　名古屋市千種区法王町２丁目５番地の１　月見が丘マンションＧ棟10―Ｂ号
破産者　亡鬼頭喜久子相続財産
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１号
福島市五月町８番42号五月ビル２階
破産者　福島住宅情報株式会社
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第４４９号
静岡県浜松市南区本郷町1308番地の20
破産者　有限会社プロテック
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
愛媛県松山市道後樋又４番26号、商業登記簿上の本店所在地愛媛県松山市東野３丁目８番35号
破産者　愛媛鉄工株式会社
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５２５８号
東京都中央区銀座７丁目13番５号
破産者　王子ファインプロダクト株式会社
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８１８号
大阪府大阪市北区芝田２丁目８番７号、旧本店所在地東京都港区高輪３丁目25番22号８Ｆ
破産者　株式会社ＷＤ（旧商号株式会社ウィッシュ・デザイン）
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８５号
千葉県八街市朝日421－８－203、住民票上の住所千葉県成田市土屋93番地11
破産者　齋藤新太朗
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６６０号
神奈川県鎌倉市笛田４丁目１番36号
破産者　株式会社エルダーホームケア
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３８１号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目５番３号
破産者　株式会社エルダーホームケア
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４４号
東京都練馬区豊玉北３丁目28番15号
破産者　アルス医療器株式会社
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３９号
広島市南区東雲２丁目16番６号
破産者　ウチトミ工業株式会社
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８号
広島市中区上八丁堀４番１号アーバンビューグランドタワー10階、前本店所在地東京都港区六本木３丁目３番25号
破産者　オフィス山萬株式会社
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７６号
群馬県高崎市上大類町1280番地１　アラモードⅠ201号、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市九蔵町34番地　レーベン高崎ＧＲＡＤＩＡ1403号
破産者　石田　篤史
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２３２号
静岡県磐田市今之浦４丁目７－12ハーミテージＢ－103、破産開始決定時の住所静岡県磐田市見付1612番地12
破産者　山田　　正
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係